

# 我孫子市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度（案）概要

我孫子市では、すべての人の人権が尊重され、多様な価値観を認め合う社会の実現を目指すことを目的として、我孫子市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度の導入に向け準備を進めています。

この制度は、婚姻制度と異なり法律上の効果が生じるものではありません。性別や性的指向、性自認にかかわらず、誰もが大切なパートナーとともに自分らしく生活することを応援するものです。

## 1. 目的

我孫子市男女共同参画条例の基本的考え方に基づき、すべての人の人権が尊重され、多様な価値観を認め合う社会の実現を目指すことを目的とします。

## 2. 定義

### (1)パートナーシップ

互いを人生のパートナーとして、相互に尊重し、日常生活において協力し合うことを約した2者の関係をいいます。

### (2)ファミリーシップ

パートナーシップにある2者と双方又は一方の子又は親が、家族として、それぞれ尊重し、日常生活において協力し合う関係をいいます。

## 3. 届出制

(1)パートナーシップを形成している方は、「パートナーであること」を市に届出をし、市が届出を受理したことを証明します。

(2)届出者の子又は親を含む家族（ファミリーシップ）の届出をすることもできます。

## 4. 届出を行うことができる方（要件）

次のすべてに該当する方が、届出をすることができます。

(1)成年であること。

・18歳以上の方。

(2)我孫子市民であること、又は我孫子市へ転入予定であること。

・双方とも本市に住所を有していること。

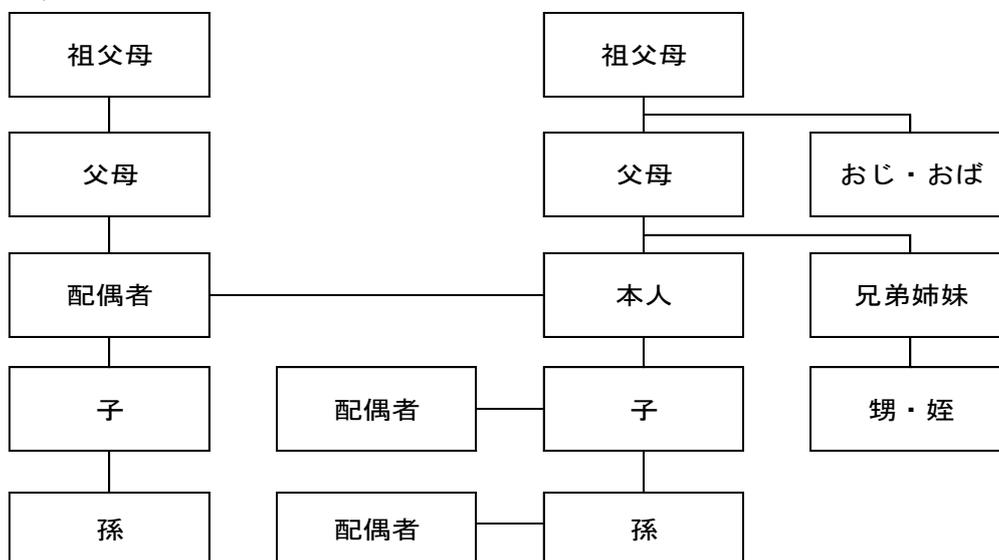
・又は、一方の方が本市に住所を有していること。

・又は、双方とも本市に住所を有していないが、3か月以内に本市に転入予定であること。

(3)配偶者がいないこと。

- (4)届出をしようとする方以外とパートナーシップを形成していないこと。
- ・すでに他の方と婚姻関係にある、又はパートナーシップの関係にある場合は届出ができません。
- (5)民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない者同士でないこと。ただし、養親子間のうち同性間でパートナーシップにある場合は、届出ができます。
- ・直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族の関係にない方等。(※1 下図参照)
- (6)ファミリーシップの届出をしようとする場合は、双方又は一方の方に子(実子又は養子)又は親(実親又は養親)がいること。
- ・ファミリーシップ対象者が15歳以上の場合は、届出書に対象者本人の署名が必要になります。

(※1)



## 5. 届出に必要な書類

市が指定する届出書に必要事項を記入し、提出していただきます。その際、本人確認及び要件を満たしていることの確認のため、届出には次の書類が必要となります。

(1)我孫子市パートナーシップ・ファミリーシップ届出書

(2)住民票の写し

- ・現住所を確認します。届出書に記載する全員の方の分が必要です。

(3)戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)又は戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)等

- ・独身であることを確認します。

(4)運転免許証等の本人確認書類

(5)ファミリーシップの届出をする場合は、双方又は一方の方の子又は親であることを証明する書類(戸籍全部事項証明書(戸籍謄本))等が必要となります。

## 6. 証明カードの交付

届出をした方に対し、「我孫子市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明カード」（証明カード）を交付します。

届出者が双方とも本市に住所を有していない場合は、証明カードに代えて、「我孫子市パートナーシップ転入予定受付票」を交付し、転入完了後に証明カードを交付します。

### 【パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明カード】

(表面)

第 号			
<b>我孫子市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明カード</b>			
我孫子市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱に基づき、届出がなされ、これを受理したことを証明します。			
届出日	年 月 日	受理日	年 月 日
本人		パートナー	
生年月日	年 月 日生	生年月日	年 月 日生
住所			
我孫子市長			

(裏面)

【このカードを提示された方へ】	
このカードは、人生のパートナーや家族であることを市に届出し、受理されたことを証明するものです。届出によって法律上の効果が生じるものではありませんが、この主旨を十分にご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。	
この制度を利用する方の性のあり方（性的指向、性自認等）やこの制度を利用していることについて、本人の同意なく口外しないようお願いいたします。	
-----	
戸籍上の氏名(通称名を使用している場合)	
本人	パートナー
-----	
ファミリーシップ対象者	

## 7. 手続きの流れ

### (1)届出日時予約

- ・事前に市民協働推進課男女共同参画室まで連絡し、届出日時を予約してください。

### (2)届出書の提出

- ・予約した日時に、必要な書類をお持ちのうえ、お二人で市役所へお越しください。
- ・職員が受付時に本人確認を行い、必要書類と要件を満たしているかを確認します。

### (3)証明カードの交付

#### 【双方又は一方の方が本市に住所を有している場合】

- ・「我孫子市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明カード」（証明カード）を交付します。

#### 【双方とも本市に住所を有していない場合（転入予定の場合）】

- ・証明カードの代わりに、「我孫子市パートナーシップ転入予定受付票」を交付します。
- ・本市に転入をした日から14日以内に、市内に転入したことが確認できるものを添えて「我孫子市パートナーシップ転入完了申出書」を提出してください。転入完了後に証明カードを交付します。

## 8. 証明カードの提示により利用可能となる行政サービス

- (1)市営住宅入居の申し込み
- (2)申出により住民票の続柄を「縁故者」に変更
- (3)り災証明書の申請 等

## 9. その他

- (1)同性パートナー、異性パートナーいずれの方も届出を行うことができます。
- (2)通称名を使用することができます。
- (3)届出内容に変更があった場合は、記載事項変更届を提出してください。
- (4)パートナーシップが解消された場合は、証明カード返還届を提出し、証明カードを返還してください。